役員報酬等に関する規程

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人寿幸会（以下「法人」という。）定款第８条及び２２条の規程に基づき、業務に従事する役員等の報酬及び法人業務に携わった時の諸経費ついて必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員をいう。

第２章　報酬等

（報酬）

第３条　継続かつ定期的に就業する役員の報酬は、各月の総額３００万円を超えない範囲で、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、役員報酬表に定める基準額を理事会にて決定し、各人に支給する。別途賞与の支給は行わない。

２ 前項に該当しない役員等が理事会、評議員会等へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、次のとおり日当を支給する。

（１）１日４時間以上職務を行った場合、１万円／日

（２）１～４時間未満職務を行った場合、５千円／日

（３）１時間未満職務を行った場合、３千円／日

３ 翌年度の報酬額は、年度末に開催される理事会において、法人の業績と当該役員等の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。

（報酬の支払方法）

第４条　報酬の支払いは、次のとおりとする。

（１）第３条１項の役員については、毎月１日に起算し、同月末日に締めきり、翌月末日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

（２）第３条２項の役員等については、その都度月末に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

２　報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

（旅費、交通費）

第５条　理事会・評議員会への出席以外に、理事長の命を受け、法人業務に携わった時の旅費、交通費は、旅費清算書によって申し出された金額をその都度現金にて支払いを行う。ただし交通費届の申し出がないものについては、領収書等の支払いの証明ができるものをもって支払う。

（補足）

第６条　この規程にないものについては、その他法令通知に従い理事会、評議員会の承認を経て、施行する。

付則

令和５年５月１日施行

|  |  |
| --- | --- |
| 役員報酬号俸 | 支給基準額 |
| １号俸 | 月額５０，０００円 |
| ２号俸 | 月額１００，０００円 |
| ３号俸 | 月額１５０，０００円 |
| ４号俸 | 月額２００，０００円 |
| ５号俸 | 月額２５０，０００円 |
| ６号俸 | 月額３００，０００円 |
| ７号俸 | 月額３５０，０００円 |
| ８号俸 | 月額４００，０００円 |
| ９号俸 | 月額４５０，０００円 |
| １０号俸 | 月額５００，０００円 |
| １１号俸 | 月額５５０，０００円 |
| １２号俸 | 月額６００，０００円 |
| １３号俸 | 月額６５０，０００円 |
| １４号俸 | 月額７００，０００円 |
| １５号俸 | 月額７５０，０００円 |
| １６号俸 | 月額８００，０００円 |
| １７号俸 | 月額８５０，０００円 |
| １８号俸 | 月額９００，０００円 |
| １９号俸 | 月額９５０，０００円 |
| ２０号俸 | 月額１，０００，０００円 |
| ２１号俸 | 月額１，０５０，０００円 |
| ２２号俸 | 月額１，１００，０００円 |
| ２３号俸 | 月額１，１５０，０００円 |
| ２４号俸 | 月額１，２００，０００円 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |